

令和4年度

小金井市後期高齢者医療特別会計予算説明資料

1	後期高齢者医療特別会計当初予算比較	1
2	令和4・5年度の保険料率について	2

後期高齢者医療特別会計当初予算比較

歳入

単位:千円

款	項	当初予算額			増減額 (令和3年度 ・4年度)	増減率 (令和3年度 ・4年度)
		令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1	後期高齢者医療保険料	1,520,805	1,498,127	1,611,172	113,045	7.5%
	1 後期高齢者医療保険料	1,520,805	1,498,127	1,611,172	113,045	7.5%
2	使用料及び手数料	1	1	1	0	0.0%
	1 手数料	1	1	1	0	0.0%
3	繰入金	1,121,892	1,133,473	1,180,423	46,950	4.1%
	1 他会計繰入金	1,121,892	1,133,473	1,180,423	46,950	4.1%
4	繰越金	1	1	1	0	0.0%
	1 繰越金	1	1	1	0	0.0%
5	諸収入	86,670	92,403	95,723	3,320	3.6%
	1 延滞金加算金及び過料	2	2	2	0	0.0%
	2 償還金及び還付加算金	2,510	5,010	5,010	0	0.0%
	3 受託事業収入	82,383	85,599	88,707	3,108	3.6%
	4 雑入	1,775	1,792	2,004	212	11.8%
歳入合計		2,729,369	2,724,005	2,887,320	163,315	6.0%

歳出

単位:千円

款	項	当初予算額			増減額 (令和3年度 ・4年度)	増減率 (令和3年度 ・4年度)
		令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1	総務費	12,569	7,989	18,006	10,017	125.4%
	1 総務管理費	7,598	2,949	12,746	9,797	332.2%
	2 徴収費	4,971	5,040	5,260	220	4.4%
2	保険給付費	31,550	33,200	34,550	1,350	4.1%
	1 葬祭費	31,550	33,200	34,550	1,350	4.1%
3	広域連合納付金	2,603,309	2,597,565	2,746,294	148,729	5.7%
	1 広域連合納付金	2,603,309	2,597,565	2,746,294	148,729	5.7%
4	保健事業費	77,405	78,204	81,315	3,111	4.0%
	1 保健事業費	77,405	78,204	81,315	3,111	4.0%
5	諸支出金	3,536	6,047	6,155	108	1.8%
	1 償還金及び還付加算金	2,510	5,010	5,010	0	0.0%
	2 繰出金	1,026	1,037	1,145	108	10.4%
6	予備費	1,000	1,000	1,000	0	0.0%
	1 予備費	1,000	1,000	1,000	0	0.0%
歳出合計		2,729,369	2,724,005	2,887,320	163,315	6.0%

令和4・5年度の保険料率について

1 令和4・5年度保険料率と令和2・3年度保険料率との比較

厚生労働省の最終の保険料率試算通知により保険料を算定した。

	均等割額	所得割率	一人当たり平均保険料額	令和2・3年度保険料額との差額
令和4・5年度東京都最終案	46,400円	9.49%	104,842円	3,789円
令和4・5年度東京都算定案	46,800円	9.74%	106,133円	5,080円
令和2・3年度東京都保険料率	44,100円	8.72%	101,053円	—
令和2・3年度全国平均	46,987円	9.12%	76,764円	△ 24,289円

※主な差額内訳:後期高齢者負担率引下げ分△435円、窓口負担2割導入△600円、剰余金投入分△241円

2 平均保険料引上げ額(3,789円)の内訳

後期高齢者負担率の引上げによる増加分

医療給付費の増加分

2,856円・75.4%

933円・24.6%

○後期高齢者負担率の上昇

後期高齢者医療制度では、現役世代の減少により負担の担い手がなくなった医療給付費の財源負担分について、現役世代と被保険者で折半する仕組みを採用している。

現役世代及び被保険者の負担の割合を定めるのが後期高齢者負担率であるが、一人当たり平均保険料の増額3,789円のうち75%を超える2,856円が、後期高齢者負担率の引上げによるものである。

○新型コロナウイルス感染症の影響

令和4・5年度の医療給付費は、新型コロナウイルス感染症が終息した仮定で推計しているため、新型コロナウイルス感染症により、保険料率が高額に算定されることはない。

3 算定時の設定条件

- 被保険者数は、令和4年度を「166.4万人」、令和5年度を「173.0万人」と推計
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、過去4か年(H29～R2)の伸び率から、「0.78%」と推計
- 後期高齢者負担率は、厚生労働省通知により「11.72%」と設定
- 所得係数は、「1.59」と設定。均等割額及び所得割額の賦課割合は、「38.61 : 61.39」となる。
- 所得の伸び率は、(R元～R3の3か年の実績の平均から)「-1.20%」と推計
- 令和2・3年度の財政収支に係る剰余金を「187億円」として計上
- 市区町村の保険料予定収納率を過去の実績を踏まえ「98.50%」と想定
- 特別対策219億円(葬祭費87億円・審査支払71億円・未収金補填61億円)及び所得割軽減4.5億円を実施
- 賦課限度額を「66万円」と設定

○窓口負担2割実施の影響

令和4年10月から窓口2割負担が導入されることになったことから、医療給付費は2年間で約147億円が削減されると推計しており、一人当たりの平均保険料額も600円引き下げられた。

4 保険料率全国比較

令和年度		均等割額		所得割率		一人当たり平均保険料額	
		金額	順位	料率	順位	金額	順位
4・5	最終案	46,400円	(27位)	9.49%	(16位)	104,842円	(1位)
2・3	全国平均	46,987円	—	9.12%	—	76,764円	—
	東京都保険料率	44,100円	32位	8.72%	29位	101,053円	1位

※他広域の令和4・5年度の保険料率は現在算定中であることから、令和2・3年度の料率と比較

- 最終案を他広域の令和2・3年度の保険料率と比較すると、保険料率の高い方から数えて均等割額で27位、所得割率で16位となる。
- 東京都では、令和3年度の賦課実績において、所得400万円以上の高所得階層の人数が被保険者中5.6%を占めており、これは、全国平均の約2.3倍となる。この所得層で東京都の保険料賦課額の32.1%を負担しており、一人当たり平均保険料額を押し上げる要因となっている。
- 令和4・5年度の保険料算定では、全国の共通指標である後期高齢者負担率が引き上げられていることから、他広域においても保険料の引上げが想定される。

5 所得階層別保険料額比較

東京都の保険料額は、全ての所得階層で全国平均を下回っている。

	収入額	令和4・5年度		令和3年度			
		最終案	同左(政令どおり)	全国平均	東京都保険料額	差引額	乖離率
単身者	153万円	13,900円	14,600円	14,000円	13,200円	△ 800円	△ 5.7%
	200万円*1	81,700円	87,000円	80,400円	76,200円	△ 4,200円	△ 5.2%
	220万円	100,700円	107,400円	98,600円	93,700円	△ 4,900円	△ 5.0%
	400万円	264,100円	282,900円	256,200円	244,200円	△ 12,000円	△ 4.7%
夫婦2人世帯(2人の保険料合計)	153万円	27,800円	29,200円	28,000円	26,400円	△ 1,600円	△ 5.7%
	240万円*2	156,700円	166,900円	154,400円	146,300円	△ 8,100円	△ 5.2%
	272万円	187,100円	199,600円	183,600円	174,200円	△ 9,400円	△ 5.1%
	500万円	390,300円	417,500円	379,700円	361,500円	△ 18,200円	△ 4.8%

※1 窓口負担が2割となる可能性が出てくる下限の収入額

※2 配偶者が年金収入80万円のみの場合、窓口負担が2割となる可能性が出てくる下限の収入額(240万円+80万円=320万円)